

# 熊本県公報

号外 第 21 号  
平成 16 年 3 月 31 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 規 則**
- 熊本県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(身体障害福祉課) 1
  - 熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令……………(職 員 課) 2
  - 熊本県職員单身寮管理規程の一部を改正する訓令……………(職 員 課) 3
- 登 載 依 頼**
- 熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………(教育委員会) 3
  - 熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令……………( " ) 4

### 本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

- 1 身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行令及び身体障害者福祉法施行規則の改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

### 規 則

熊本県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県規則第 15 号

熊本県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則  
熊本県身体障害者福祉法施行細則(平成7年熊本県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第1条の2第3項」を「第3条第3項」に改める。

第4条第1項中「第4条第2項及び第4項」を「第9条第2項及び第4項」に改め、同条第2項及び第3項中「第4条第6項」を「第9条第6項」に改める。

第5条第1項中「第8条第1項及び第3項」を「第7条第1項及び第8条第1項」に改め、同条第2項中「、又は省令第8条第2項若しくは第4項」を「又は省令第7条第2項若しくは第8条第2項」に改める。

第7条第2項中「第13条の7第1項」を「第13条の6第1項」に改め、同条第3項中「第5条の10」を「第24条」に改める。

第8条の見出しを「(身体障害者居宅生活支援事業等開始届等)」に改め、同条第1項中「身体障害者居宅生活支援事業開始(変更)届出書」を「身体障害者居宅生活支援事業等開始(変更)届出書」に改め、同条第2項中「第26条第2項」を「第26条第3項」に、「身体障害者居宅生活支援事業廃止(休止)届出書」を「身体障害者居宅生活支援事業等廃止(休止)届出書」に改める。

別記第9号様式中「身体障害者福祉法施行規則第13条の8第1項」を「身体障害者福祉法施行令第24条」に改める。

別記第11号様式の(表)中「身体障害者居宅生活支援事業開始(変更)届出書」を「身体障害者居宅生活支援事業等開始(変更)届出書」に、「デイサービス又は短期入所事業の用に供する区域」を「デイサービス事業、短期入所事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業の用に供する施設」に、「身体障害者居宅生活支援事業」を「身体障害者居宅生活支援事業等」に、「身体障害者福祉法施行規則第20条の3」を「同条第2項」に改め、同表の(裏)中「身体障害者居宅生活支援事業開始(変更)届出書記載要領」を「身体障害者居宅生活支援事業等開始(変更)届出書記載要領」に、「身体障害者居宅生活支援事業」を「身体障害者居宅生活支援事業等」に、「デイサービス又は短期入所事業」を「デイサービス事業、短期入所事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業」に改め